

## 京都市デジタル地域ポイント給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、物価高の影響を緩和するため、国の経済対策の交付金を活用し、市内での食料品や日用品の購入などに使用できる京都市デジタル地域ポイント（以下「ポイント」という。）の給付に際し、発行、運用及び参加店舗について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 京都市デジタル地域ポイント 本市が指定するスマートフォン用アプリケーションプログラムにより、本市が発行し、給付対象者へ給付するポイントをいう。
- (2) 参加店舗 本事業の実施に当たり、事業者等が参加を申込み、ポイント利用が可能な店舗として登録された者をいう。

### (給付対象者)

第3条 給付の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 令和8年8月1日から令和9年2月28日までに京都市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) その他、市長が特にポイントの給付を認めた者

### (給付額)

第4条 給付対象者1人につき5,000円相当分のポイント（1ポイントにつき1円相当）を給付する。

### (ポイントの給付)

第5条 ポイントは、給付対象者が、スマートフォン等でマイナンバーカードを用いて本人認証を行い、本市が指定するスマートフォン用アプリケーションプログラムを通じて取得する。

なお、給付対象者がスマートフォン等を使用できる環境にない場合は、給付対象者が指定する者の使用するスマートフォン等にポイントを付与することができる。

- 2 給付対象者がスマートフォン等を使用できる環境にない場合で、かつ、代わりにポイントを付与する者がいない場合は、他の方法に代えることができる。

### (ポイントの利用範囲及び期間)

第6条 ポイントは、その残金に相当する額の範囲内で、参加店舗との間における取引においてのみ利用することができる。

なお、参加店舗との間における取引価格より残金に相当する額が不足する場合、不足する額を現金等により充当する場合も利用することができる。

- 2 ポイントは、給付を受けた本人、又は給付対象者が指定する者に限り利用することができる。
- 3 ポイントの利用期間は、令和8年8月1日から令和9年2月28日までとする。
- 4 ポイントは、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために利用することはできない。
  - (1) 来店を伴わない商品の購入
  - (2) 不動産や金融商品
  - (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に該当する営業
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) その他、本事業の目的から適切でないと認めるもの

（ポイントの利用）

第7条 利用者は、スマートフォン等からアプリケーションプログラムにより参加店舗に設置された二次元コードを読み取り、その残金に相当する額の範囲内のポイント数を設定して利用する。

（参加店舗の登録等）

第8条 参加店舗は、以下の要件を全て満たすものとする。なお、以下の要件に関わらず、本事業の目的から適切でないと認められるものは対象外とする場合がある。

- (1) 京都市内に店舗が所在していること。
- (2) 本要綱第6条第4項各号に該当する物品やサービスのみを取り扱う事業者でないこと。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に該当する店舗でないこと。

（参加店舗の取り消し）

第9条 参加店舗が以下に掲げる事由に該当すると認められる場合は、参加店舗登録を取り消すことができる。

- (1) 参加店舗が営業を終了したとき
- (2) 参加店舗の登録要件に該当しなくなったとき
- (3) 虚偽等の申込により登録を受けたとき
- (4) ポイントの利用範囲を超えて物品及び役務の提供を行ったとき
- (5) その他、事業の目的から適切でないと認められたとき

（参加店舗の責務）

第10条 参加店舗は、関係法令等を遵守し、本市と連絡体制を整備すること。

2 参加店舗は、利用者が安心してポイントの取引が行えるよう、本事業の目的等を十分に理解し、利用者に対応する体制を整備すること。

（ポイントの精算手続）

第11条 市長は、取引においてポイントが利用された場合は、参加店舗に対し、取引に利用されたポイントに相当する金銭を支払うものとする。

2 精算の方法は、参加店舗から申し出のあった預金口座への振替の方法による。口座振替は、指定日として別に定める日において、それ以前までに取引されたポイントのうち精算されていない分について行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施等に関し必要な事項については、地域自治推進室担当部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決定の日から施行する。